

# 告 示

## 埼玉県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業芳沼地区（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 縦覧期間

令和二年四月六日から令和二年五月八日まで

### 二 縦覧場所

深谷市役所